

竹原市立地適正化計画素案に係るパブリックコメントの実施結果について

人口減少，少子・高齢化など社会情勢が大きく変化する中においても，将来にわたり住民が必要とする生活サービスを提供できる持続可能な都市経営を目指し，コンパクトなまちを実現するため，策定に取り組んでいる竹原市立地適正化計画について，案がまとまったため，趣旨や目的，内容等を広く公表し，市民等から意見を求めるため，パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントを実施することにより，計画策定にあたっての市民参画機会を拡充するだけでなく，公正性，透明性の向上を図り，協働の計画づくりを目指すものです。

【パブリックコメントの実施概要】

実施期間	平成30年2月5日（月）～平成30年3月6日（火） 30日間
対象者	市内に住所を有する者 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人，その他団体 市内に存する学校に在学する者
閲覧場所	市役所都市整備課，忠海支所，吉名出張所，大乘連絡所，荘野出張所 市ホームページ
周知方法	市ホームページ及び自治会回覧（市広報），ポスター掲示
意見提出状況	一般 3人（意見数8件）

各種公共施設での広報活動



市役所 都市整備課



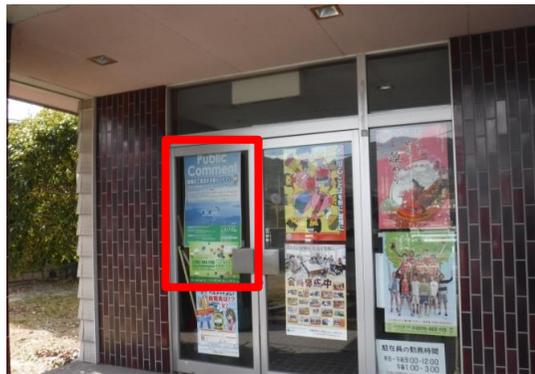
忠海支所



吉名出張所



荘野出張所



大乗連絡所

Public Comment

パブリックコメント

皆様のご意見をお寄せください

意見の募集期間 平成30年2月5日(月)～3月6日(火)

◆竹原市立地適正化計画(案)についてパブリックコメントを募集します。

本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来と、郊外開発による市街地の拡散により、これまで一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て・商業等の生活サービスの維持や、空き家・空き地の増加による生活環境の悪化、老朽化した公共施設の維持・更新に伴う財政負担の増大などが大きな課題となっています。

竹原市立地適正化計画は、このような背景と課題を踏まえ、本市の特性に応じた持続可能な都市構造を構築し、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境を実現するために、どこに、どのように機能を配置、誘導すべき等の取り組みを提示するものです。

つきましては、案の趣旨や目的、内容などを広く公表し、市民の皆様からの計画に対する意見を募集いたします。お寄せいただいた意見につきましては、計画を策定するための参考とさせていただきます。

<p>閲覧場所 市役所都市整備課及び支所、出張所、連絡所 竹原市ホームページでもご覧いただけます。</p> <p>対象者 市内に住所を有する者 市内に存する事業所又は事業所に勤務する者 市内に事業所又は事業所を有する個人及び法人、その他団体 市内に存する学校に在学する者</p> <p>意見書の提出方法 所定の様式で、持参、または郵送、FAX、電子メール 様式は、閲覧場所に備付けしております。 また、ホームページからもダウンロードできます。 URL: http://www.city.takehara.lg.jp/ios/ios/kaikakukenyu/ ioshi-mosier@plan-public-comments.html</p> <p>意見書の締切 平成30年3月6日(火)17時15分までに 竹原市建設部都市整備課へお送りください。 郵送の場合は当日消印まで有効です。</p>	<p>住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市</p> <p>お問い合わせ 竹原市中央五丁目1番35号 竹原市建設部都市整備課 電話 0846-22-7749 FAX 0846-22-8579 E-mail toshi@city.takehara.lg.jp</p>
--	---

**パブリックコメント用ポスター
市内全域自治会回覧チラシ**

【 提出された意見の内容及び意見に対する市の考え方 】

項目	意見の内容	市の考え	素案への意見反映
<p>P2 第1章 はじめに 計画期間</p>	<p>本計画は平成49年度までの20年間と記載されており、非常に長期にわたる計画であるが、途中段階で市の施策の変化などもあると思うが、どう対応するのか？</p>	<p>本計画は居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定、誘導施設の設定及び誘導すべき施策等を実施していきながら、緩やかな居住の誘導を図っていくものであることから、長期的な計画であります。 そのため、計画期間内においても、社会・経済動向の変化、施策効果の検証、新たな施策の展開などを反映させることが重要であり、おおむね5年を目途に、評価、分析し、必要に応じて計画を見直しする必要があると考えております。</p>	<p>素案 どおり</p>
<p>P55 第4章 まちづくり方針の検討 まちづくりの方針</p>	<p>「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成を推進すると記載されているが、ネットワークの記述が少ないのではないか</p>	<p>本計画では、これからの厳しい社会状況を踏まえ、過度に車に依存せず歩いて暮らせるまちづくりを目指すため、鉄道や路線バス等の徒歩圏域など、公共交通の利便性の高い範囲に居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定することで、公共交通の利用促進につなげていきたいと考えています。 また、具体的な公共交通に関する施策については、市民ニーズや現状分析を踏まえ、市・市民・学識経験者・交通事業者等による地域公共交通会議において検討、議論しているところであり、施策が具体化した時点で本計画にも反映していきたいと考えています。</p>	<p>素案 どおり</p>
<p>P62 第5章 居住誘導区域の設定 本市における基本的考え方</p>	<p>居住誘導区域の設定の考え方において、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域は除くと記載されております。しかし、現時点において多くの住民が災害の危険がある区域へ居住しており、今後市として防災対策はどのように実施するのか？</p>	<p>本計画における、居住誘導区域の設定では、災害リスクの視点を考慮することにより、新たな移住者や転居する住民の災害リスク低減や居住誘導区域外に居住している住民の災害に対する危機意識の啓発につなげ、防災に関するハード事業とソフト事業が連携した安心・安全なまちづくりを推進していきたいと考えております。</p>	<p>素案 どおり</p>
<p>P62 第5章 居住誘導区域の設定 本市における基本的考え方</p>	<p>居住誘導区域外においては、今後ますます地域コミュニティの希薄化が進展するのではないかと想定されるが、市の考え方は？</p>	<p>居住誘導区域外は、各地の自然環境や営農環境と調和した住環境を目指すとともに、その地形や特徴に応じた交通手段を確保することで近隣拠点へのネットワークを維持し、外出支援や買い物支援、コミュニティ、生活機能を確保する取り組みを進めるなど、それぞれの集落の生活機能は今後も維持していく必要があると考えております。 ただ、居住誘導区域外では、農地へ住宅が建つような新たな開発や建築行為を抑制し、地域の実態に合ったメリハリのある土地利用を進めることで、地域資源を活かした景観づくりやまちづくり、コミュニティを維持していくことができるものと考えております。</p>	<p>素案 どおり</p>

【 提出された意見の内容及び意見に対する市の考え方 】

項目	意見の内容	市の考え	素案への意見反映
<p>P65</p> <p>第5章 居住誘導区域の設定</p> <p>竹原地区 拠点形成の基本方針</p>	<p>重要伝統的建造物群保存地区は、竹原市の最も重要な観光地であると思いますが、魅力的な飲食店やお土産屋がなく、せっかく観光客に訪れてもらっても、もう一度訪ねようとは思いません。観光客の満足度を向上させる取組みが必要ではないか。</p>	<p>ご指摘の通り、重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物を観光資源として利活用し、観光客の満足度を向上させていく取り組みは、観光の振興だけでなく、歴史的建物を将来に保存していくためにも非常に重要であると考えています。</p> <p>そのため、本計画では、空き家・空き店舗対策へ積極的に取組み、まちなかの居住や観光資源としての魅力向上を図ることにより、魅力と賑わいに満ちた都市を目指していくこととしております。</p>	<p>素案どおり</p>
<p>P66</p> <p>第5章 居住誘導区域の設定</p> <p>忠海地区 拠点形成の基本方針</p>	<p>忠海には、多くの観光客が訪れる大久野島、寺や神社、黒滝山など多くの観光資源を有しているが、宿泊施設、飲食店など観光客を楽しませるお店が不足している。プロジェクトチームを結成し、空き家を活用した宿泊施設、飲食店への改修や歴史的景観を踏まえた各店舗のルール作りなどに取組み、観光客を街中へ呼び込み、地域の活性化へつなげる取組みが必要である。</p>	<p>コンパクトなまちづくりを進めるうえで、地域資源を有効に活用し、賑わいを創出する取組みが重要であることから、本計画では、観光客の回遊性向上を図り、まちなのにぎわいづくりを推進していくこととしております。</p> <p>そのうち、忠海においては、大久野島へ訪れている多くの観光客を、黒滝山や宮床海岸などの忠海特有の地域資源を活用して、まちなかへ回遊してもらい、地域の活力づくりや、まちなか居住へのきっかけづくりとして、地域とのワークショップなどにも取り組んでいるところです。</p> <p>頂いた意見は今後の施策を検討するうえで、ご参考とさせていただきます。</p>	<p>素案どおり</p>
<p>P80</p> <p>第6章 都市機能誘導区域の設定</p> <p>北部地区 都市機能誘導の方向性</p>	<p>北部地域では、今後ますます高齢化が進展し、自動車の運転が困難となる高齢者が増え、公共交通に頼ることになると思います。現状においてもバスの利用者が減少している中で、将来公共交通が利用できる環境があるのか不安です。</p>	<p>本計画では、各拠点において一定の人口密度を維持し、市域全体の住民に必要な都市的サービスを維持していくことを目的としており同時に、各拠点をネットワークで結ぶことにより、公共交通を利用しやすい環境の創出に取組み「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指していくこととしております。</p> <p>そのうち北部地区については、その特徴を活かし農業や田園環境との調和を図りながら、ゆとりある拠点づくりを進めるものとして、生活施設や交通利便性の高い地域周辺へ居住を誘導するようにはしていません。</p> <p>そのため、地域状況やニーズを踏まえ、その特徴に応じた持続可能な公共交通の在り方について、今後、議論、検討していく必要があると考えております。</p>	<p>素案どおり</p>
<p>P94</p> <p>第8章 具体的な誘導施策</p>	<p>竹原市内では商店街の空き店舗や一般住宅の空き家が非常に多く見受けられ、賑わいが失われていると感じます。誘導施策に空き家・空き地の有効活用と適正な管理における良好な居住環境の形成とありますが、具体的にどのように取り組むのですか。</p>	<p>居住誘導を図っていくうえで、空き家・空き地等の対策は、非常に重要であると考えており、本計画では、竹原市空き家等対策計画に基づき、空き家化の抑制・予防・適正管理・管理不全の空き家等の解消を図るため、計画的な推進を図ることとしております。</p> <p>今後この方針に基づき、コンパクトなまちづくりの実現に向けた具体的な施策を検討していく必要があるものと考えており、施策が具体化した時点で本計画にも反映していきたいと考えています。</p>	<p>素案どおり</p>